

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子どもの医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、子どもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和8年10月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	子どもの医療費助成に関する事務	
②事務の概要	1. 昭島市子どもの医療費の助成に関する条例(令和4年昭島市条例第30号)に基づき、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上及び健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とし、昭島市の区域内に住所を有する子どもを養育している者であって、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、医療に関する給付を行うための事務である。 2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①交付申請書、受給資格変更届、現況届その他届出の受理 ②上記の申請、その他届出に係る事実についての審査 ③上記の請求、その他届出の審査結果に係る医療証の交付、申請者等への通知 ④マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受領及びお知らせ機能での通知	
③システムの名称	1. 子どもの医療費助成制度システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	
2. 特定個人情報ファイル名		
子どもの医療費助成制度受給者台帳管理ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の6の項及び別表第2の28の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	子ども家庭部子ども未来課	
②所属長の役職名	子ども未来課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所子ども家庭部子ども未来課 電話番号042-544-5111	

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 基礎項目評価書</div> <div>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</div> <div>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</div>
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
------------------------	-----------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
---------------------------	-----------	--

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
--------------------------	-----------	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

- ・情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。
- ・特定個人情報の記載がある文書は、施錠できる保管場所に保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	子ども子育て支援課長 小川 雅義	子ども子育て支援課長 辻 みえ子	事後	
平成29年5月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	
平成29年6月30日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号。以下「条例」という。)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の3の項及び別表第2の3の項	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号。以下「条例」という。)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の6の項及び別表第2の28の項	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	子ども子育て支援課長 辻 みえ子	子ども子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年12月8日 時点	平成31年1月15日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年12月8日 時点	平成31年1月15日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教育・啓発」までを追加	事後	
令和1年6月28日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号。以下「条例」という。)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の6の項及び別表第2の28の項	1. 番号法第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号)第4条第1項及び第2項並びに別表第1の6の項及び別表第2の28の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成29年昭島市規則第28号)第7条、第42条	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月15日 時点		事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月15日 時点		事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和5年6月1日	表紙 評価書名	乳幼児医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	子どもの医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月1日	表紙 宣言	昭島市は、乳幼児の医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	昭島市は、子どもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年6月1日	I-1-① 事務の名称	乳幼児の医療費助成に関する事務	子どもの医療費助成に関する事務	事後	
令和5年6月1日	I-1-② 事務の概要	<p>1. 乳幼児医療費助成事業実施要綱(平成5年7月15日5福児母第350号)及び東京都乳幼児医療費助成事業補助要綱(平成19年4月27日19福保保助第87号)、昭島市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年昭島市条例第30号)に基づき、乳幼児を養育している者に対し、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上及び健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とし、昭島市の区域内に住所を有する乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、医療に関する給付を行うための事務である。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①交付申請書、受給資格変更届、現況届その他届出の受理</p>	<p>1. 昭島市子どもの医療費の助成に関する条例(令和4年昭島市条例第30号)に基づき、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上及び健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とし、昭島市の区域内に住所を有する子どもを養育している者であって、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、医療に関する給付を行うための事務である。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①交付申請書、受給資格変更届、現況届その他届出の受理</p>	事後	
令和5年6月1日	I-1-③ システムの名称	<p>1. 乳幼児医療費助成制度システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p>	<p>1. 子どもの医療費助成制度システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p>	事後	
令和5年6月1日	I-2	乳幼児医療費助成制度受給者台帳管理ファイル	子どもの医療費助成制度受給者台帳管理ファイル	事後	
令和5年6月1日	II-1 いつ時点の計数か	2021/3/1	2022/12/1	事後	
令和5年6月1日	II-2 いつ時点の計数か	2021/3/1	2022/12/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和8年2月1日	Ⅳ リスク対策	-	様式変更に伴い、「判断の根拠」を追加	事後	
令和8年10月22日	I-1-② 事務の概要	<p>1. 昭島市子どもの医療費の助成に関する条例（令和4年昭島市条例第30号）に基づき、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上及び健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とし、昭島市の区域内に住所を有する子どもを養育している者であって、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、医療に関する給付を行うための事務である。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①交付申請書、受給資格変更届、現況届その他届出の受理</p> <p>②上記の申請、その他届出に係る事実についての審査</p> <p>③上記の請求、その他届出の審査結果に係る医療証の交付、申請者等への通知</p>	<p>1. 昭島市子どもの医療費の助成に関する条例（令和4年昭島市条例第30号）に基づき、子どもを養育している者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上及び健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とし、昭島市の区域内に住所を有する子どもを養育している者であって、その者が養育する子どもの疾病又は負傷について、医療に関する給付を行うための事務である。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①交付申請書、受給資格変更届、現況届その他届出の受理</p> <p>②上記の申請、その他届出に係る事実についての審査</p> <p>③上記の請求、その他届出の審査結果に係る医療証の交付、申請者等への通知</p> <p>④マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受領及びお知らせ機能での通知</p>	事後	
令和8年10月22日	I-1-③ システムの名称	<p>1. 子どもの医療費助成制度システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p>	<p>1. 子どもの医療費助成制度システム</p> <p>2. 団体内統合宛名システム</p> <p>3. 中間サーバー</p> <p>4. サービス検索・電子申請機能</p>	事後	